第十三条　締約国の義務

1　各締約国は、条約水域内の自国の活動に関し、次のことを行う。

(a)　この条約の対象となる漁業資源に関する科学的、技術的及び統計的データを収集し、及び交換すること。

(b)　効果的な資源評価を促進するために十分に詳細なデータが収集され、かつ、委員会の要請を満たすためにデータが適時に提供されることを確保すること。

(c)　当該データの正確性を検証するための適当な措置をとること。

(d)　委員会が要求する統計的及び生物学的データ及び情報その他のデータ及び情報を機関に毎年提供すること。

(e)　採捕量及び漁獲努力量に関する信頼し得る統計の編集を促進するため、自国の漁獲活動に関する情報（漁獲水域及び漁船に関する情報を含む。）を、委員会が要求する方法及び間隔で、機関に提供すること。

(f)　委員会が採択する保存管理措置を実施するためにとる措置に関する情報を、委員会が要求する間隔で、委員会に提供すること。

2　各沿岸国は、ストラドリング魚類資源に関連して自国の管轄の下にある水域で行われる活動について、1の規定に従って要求されるデータを機関に提供する。

3　各締約国は、この条約並びに委員会が合意する保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施する。

4　各締約国は、委員会が採択する措置の実効性を確保するため、委員会が採択する措置及び国際法に従って適当な措置をとる。

5　各締約国は、この条の規定に従ってとった実施措置及び遵守措置（違反に対して課した制裁を含む。）についての年次報告を委員会に送付する。

6　(a)　各締約国は、自国民であって条約水域において漁獲を行うもの及び自国の産業界によるこの条約の遵守を確保するため、旗国の責任の優位性を害することなく、最大限可能な範囲で、措置をとり、又は協力する。各締約国は、自国がとる措置を委員会に定期的に通報する。

(b)　委員会が締約国に与える漁獲の機会は、締約国の旗を掲げる船舶によってのみ行使される。

7　各沿岸国は、自国の管轄の下にある水域であって条約水域に接続するものにおける漁業資源について採択した措置を機関に定期的に通報する。

8　各締約国は、この条約に従って負う義務を誠実に履行するものとし、また、この条約により認められる権利を権利の濫用とならないように行使する。

第十四条　旗国の義務

1　各締約国は、自国の旗を掲げる船舶が委員会の採択する保存管理措置及び監督措置を遵守すること並びに当該保存管理措置及び監督措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。

2　各締約国は、自国の旗を掲げる船舶に関しこの条約に基づく責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該船舶を条約水域における漁獲のために使用することを許可する。

3　各締約国は、自国の旗を掲げる船舶に関し適切な措置をとる。当該措置については、委員会が採択する措置に従うものとし、また、当該委員会が採択する措置を実施し、かつ、既存の国際慣行を考慮するものとする。そのような措置には、特に、次のものを含める。

(a)　自国の旗を掲げる船舶が委員会の採択する措置に対して違反を犯している容疑がある場合において、旗国としてこれについて速やかに調査を行うこと及び当該違反の容疑に対してとる行動について十分な報告を行うことを確保するための措置

(b)　漁獲を行う許可を与えることによる条約水域における自国の旗を掲げる船舶の規制

(c)　条約水域において漁獲を行う許可を与えた漁船に関する自国の記録の作成及び委員会と共有するための当該記録の定期的な提供

(d)　漁船及び漁具の識別のための標識の義務付け

(e)　船舶の位置、漁獲対象種及び非漁獲対象種の採捕量、陸揚量、転載量、漁獲努力量その他の関連する漁業データの記録並びに適時の報告の義務付け

(f)　保存管理措置の実効性が損なわれないことを確保するための転載の規制

(g)　委員会が合意する任務を遂行するための他の締約国のオブザーバーの乗船等を認める措置

(h)　委員会が合意する船舶監視システムの使用を義務付ける措置

4　各締約国は、条約水域に接続する水域において、当該接続する水域及び条約水域に存在する資源を対象として自国の旗を掲げる船舶により許可なく行われる漁獲が委員会の合意する措置を損なわないことを確保する。

第十五条　寄港国の義務及び寄港国がとる措置

1　この条約に従って寄港国がとる措置については、小地域的、地域的及び世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置を国際法に従ってとる寄港国の権利及び義務が十分に考慮されるものとする。

2　各締約国は、漁船が自国の港又は沖合の係留施設に任意にとどまる場合には、委員会が合意する措置に従い、特に、当該漁船上の書類、漁具及び採捕物を検査する。

3　各締約国は、この条約の対象となる資源の採捕物が、この条約の非締約国の旗を掲げる船舶により委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう方法で採捕されたと認める場合には、委員会が合意する措置に従い、当該船舶による陸揚げ及び転載を禁止する規則を国際法に従って採択する。

4　寄港国は、締約国の船舶による委員会が採択する保存管理措置及び監督措置の違反があったと認める場合には、関係する旗国及び適当な場合には委員会の注意を喚起する。当該寄港国は、当該旗国及び委員会に対し、その事案についての十分な資料（検査の記録を含む。）を提供する。この場合には、当該旗国は、当該事案に関してとった措置の詳細を委員会に提出する。

5　この条のいかなる規定も、国が国際法に従い自国の領域内の港において主権を行使することに影響を及ぼすものではない。

6　この条の規定に基づくすべての措置は、国際法に従ってとるものとする。

第十六条　監視、検査、遵守及び取締り

1　締約国は、条約水域において、自国の旗を掲げる漁船及び漁業調査船に関する自国による旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、監視、検査、遵守及び取締りの制度（以下「制度」という。）を委員会を通じて確立する。制度は、委員会が合意する保存管理措置の遵守を確保するため、この条約及び適当な場合には千九百九十五年の協定に基づく締約国の義務を締約国が効果的に履行することを確保することを主要な目的とする。

2　委員会は、制度を確立するに当たり、特に、次の原則を指針とする。

(a)　制度の効果的な実施を確保するため、締約国間の協力を促進すること。

(b)　制度が本質的に公平かつ無差別なものであること。

(c)　委員会が合意する保存管理措置の遵守を検証すること。

(d)　委員会が合意する措置に違反する侵害の報告について迅速な行動をとること。